

令和7年度 豊田市立前山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

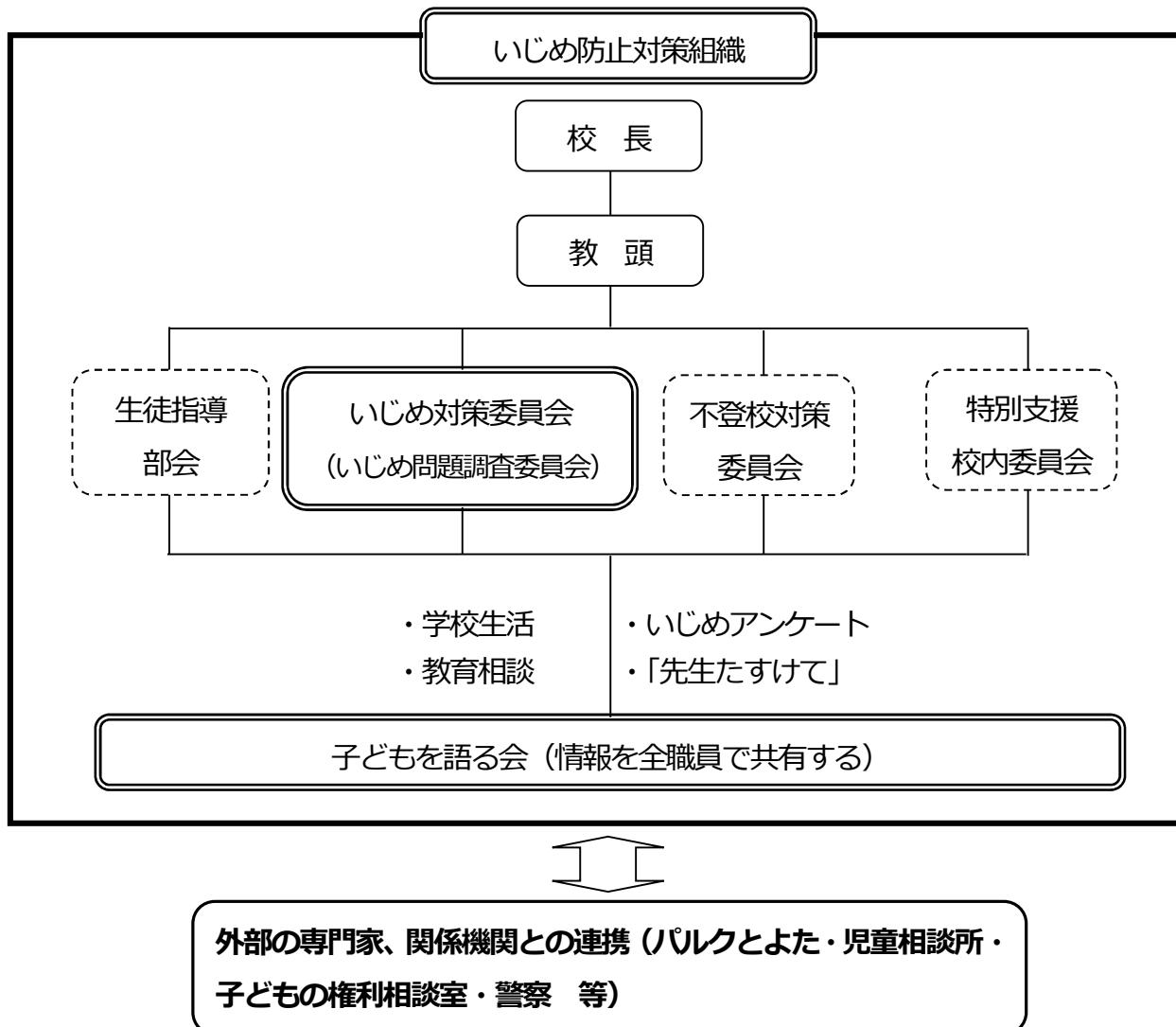
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為もある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことできるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進歩状況の確認
 - ・教員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
 - ・教職員の資質向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価の結果等を発信する。
- エ いじめへの対処
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・いじめ解消の判断をする。
 - ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
 - ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
 - ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パレクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
 - ・パレクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

(2) いじめ対策委員会の構成員

<教職員>

- 校長 教頭（教育相談コーディネーター） 教務主任 校務主任
- 教育相談主任 生徒指導主任 保健主事 学年主任 養護教諭

※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的知識を有する方を加える

- スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー
- 主任児童委員 PTA代表者 等

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 隔月で「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめについての研修をし、共通認識をもつ

- ア いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- イ 児童に対して、年度初めに学年集会を開き、校内で作成した「いじめ0」のパワーポイントをもとに、いじめをしない学年づくりを呼びかける。
- ウ 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。
- エ 常日頃から、いじめとは何かについて掲示するなど具体的に示す。

(2) 未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 新型コロナウイルス感染症をはじめ、病気に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できるよう取組を充実させる。
- キ 教職員と信頼できる関係をつくり、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、年3回「学級力アンケート」を実施し、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努める。
- ク 教職員の打ち合わせ等で児童の日頃の様子について、情報共有する機会を設ける。

(3) 早期発見の取組

- ア 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- イ 「心のアンケート」を年4回（6月、9月、11月、1月）、教育相談週間を年2回（6月、11月）実施し、児童一人一人のアンケート結果をもとに学級の全児童と面談して、悩みや問題を早期に発見する。
- ウ 「先生たすけて」のフォームスを毎日確認し、児童からの訴えにすぐに対応する。
- エ 月に1回の「教職員チェックシート」による点検や年に2回の「hyper-QU」の実施の結果から、学級の様子や個々の児童の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。

- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- カ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に（隔月に1回）設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- キ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- ク 2日以上気になる欠席があるなど、心配な兆候等が見られた場合、学年相談支援部（学年主任）に報告する。
- ケ 休み時間等の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭連絡の機会に情報を収集するよう努める。

（4）いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職へ報告をあげ、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ 記録は、事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。
- オ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- カ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- キ 対応が困難な場合などは、パレクとよたに対応の相談をし、適切な助言等を受ける。
- ク いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ケ 学校外で発生したいじめについて、児童が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。
- コ インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、警察署とも連携して行う。

（5）いじめ解消の目安

いじめがやんだ（解決）と判断できる状態でも、3ヶ月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

＜いじめが止んだと判断する目安＞

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教師から見て、現在いじめないと判断できる。

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に報告をし、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応して早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、取組の内容を振り返り、児童や保護者、地域の方の意見を参考にした上で定期的に見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教員による「点検と見直しのためのチェックシート」、「【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え」を年3回（6月、9月、11月）実施し、「保護者アンケート」を年1回(11月)実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（OJT研修）を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<取組の年間計画> 令和7年度

		いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P↓	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○児童、保護者へ相談室やS Cの活用を周知 ○学級開き、学年開き	○児童、保護者へいじめ相談窓口を周知 ○身体測定	○「学校いじめ防止基本方針」をHPにアップ ○希望制個別懇談会(22,23,24,25日)
5月	D↓	○現職研修①「学級力アンケートの取組」	○キャンプ(5年13,14日)		○学校公開日(21,22,23日)
6月	C↓	○教員による「チェックシート」実施→検証 ○いじめ対策委員会	○デジタル・シティズンシップ教育(4・5・6年)	○「心のアンケート」 ○教育相談週間	○学校保健委員会
7月	A↓		○デジタル・シティズンシップ教育(1・2・3年)	○身体測定	○希望制個別懇談会(8,9,10,11日)
8月	P↓	○中間評価→検証	○全校オンライン朝の会(21日)		
9月	D↓	○教員による「チェックシート」実施→検証	○保健指導(心と体の成長)	○「心のアンケート」 ○身体測定	○学校公開日(24,25,26日)
10月	C↓	○現職研修②(ケーススタディ)	○デジタル・シティズンシップ指導(ネットモラル)(4年) ○修学旅行(6年17,18日)		
11月	A↓	○教員による「チェックシート」実施→検証	○運動会(8日) ○福祉実践教室(4年)	○「心のアンケート」 ○教育相談週間	
12月	Pへ	○いじめ対策委員会	○人権週間 ○人権ワークショップ(6年) ○赤い羽根募金活動		○希望制個別懇談会(9,10,11,12日)
1月		○学校自己評価	○縄跳び強調月間	○「心のアンケート」 ○身体測定	○入学説明会(22日)
2月		○いじめ対策委員会	○6年生を送る会(19日)		○学校公開日(2,3,4日)
3月		○保護者アンケートの結果を検証し「基本方針」の見直し		□文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価
通年		○校内のいじめに関する情報の収集(子どもを語る会) ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○デジタル・シティズンシップ教育	○健康観察の実施 ○心の相談員による相談 ○S Cによる相談 ○「先生たすけて」	○あいさつ運動 ○前小安全運動 ○父母教師会定例会

*いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。